

日本初!

エステティックTBCとエステ・ユニオンは

ホワイト求人労働協約 を締結します

(就活安心労働協約)

本協約のポイント

エステ業界から求人詐欺・ブラック求人をなくすための3点セット

1 「職場環境の情報公開」を約束

若者雇用促進法 女性活躍推進法 の情報公開項目すべてを主体的に各求人媒体にて公開

<情報公開項目(抜粋)>

- ・採用者数・離職者数、平均継続勤務年数
- ・研修内容、自己啓発支援・社内検定などの制度の有無・内容
- ・月平均所定外労働時間、有休平均取得日数、育休取得者数、役員・管理職の女性割合



- ・自社HP
- ・ハローワーク求人
- ・民間求人

★36協定の公開も予定

2 「求人条件表示の共通化・明確化」を約束

厚生労働省指針 「固定残業代制度の明示義務」

基本給：××円

○ □□手当：時間外労働の有無にかかわらず○時間分の時間外手当として△△円を支給

※○時間を超える時間外労働分の割増賃金は追加で支給

× 月給：××円(○○手当、△△手当含む)

<厚生労働省指針の明示義務との比較>

	新卒求人 (自社/ハロー/民間)	中途求人 (自社/ハロー/民間)
厚労省指針	△ (努力義務)	△ (努力義務)
ホワイト求人協約	○ (明示)	○ (明示)

★各求人媒体の文言を統一

3 「求人条件以下での労働契約締結の禁止」を約束

求人詐欺のパターン 求人以下の労働条件を後出し

2016年夏 内定 ※労働条件通知書交付せず
2017年4月 入社前後に労働条件通知書を交付

通知書
固定残業あり



求人条件とちがう！
でも今から就活やり直し
なんてできない！

ホワイト求人協約 求人を下回らない契約内容

2016年夏 内定 → 労働条件通知書交付
2017年4月 入社

通知書



内定と同時に
労働条件がわかる
から安心！

★労働契約が求人情報を下回らないことを各求人媒体に明記 ★内定時に労働条件通知書を交付

エステユニオンはエステ業界から「求人詐欺・ブラック求人」をなくすために
エステ各社との労働協約の締結をはじめ、様々な取り組みを進めていきます